

計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

しかしながら、本県の現状を見ると、これまでの取組による一定の成果が見られるものの、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とは言えず、依然として性別による固定的役割分担意識が根強く残っている状況にあります。

また、少子高齢化による人口減少の本格化、これに伴う社会情勢の変化、人々の生活様式や意識・価値観の多様化等にも対応しながら、更なる取組を展開していくことが必要です。

一方、平成27年9月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が公布され、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付けるなど、我が国における男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。

「第3次みやざき男女共同参画プラン」は、本県の男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、これまでの成果や社会情勢の変化を踏まえて、施策の全体的な枠組みやその方向性と具体的施策を示すものです。

計画の性格及び役割

- 男女共同参画社会基本法第14条に基づく「都道府県計画」として定める法定計画であり、国の「第4次男女共同参画基本計画」を踏まえて策定しました。
- 「宮崎県男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりに向けた取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第1項に基づく本県における推進計画として位置付けます。

推進計画の該当部分 基本目標Ⅰ

- 県はもとより、県民や市町村、民間企業、各種団体等がそれぞれの立場から男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくための指針とするものです。
- 宮崎県総合計画の部門別計画として位置付けられています。

計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。